

資料編

目次

西駒郷利用者の状況	・ ・ ・ ・ 1
西駒郷利用者の地域生活移行の状況	・ ・ ・ ・ 3
西駒郷の地域生活移行についての 聴取り調査の状況	・ ・ ・ ・ 5
用語解説	・ ・ ・ ・ 6
平成 22 年度西駒郷基本構想 見直しの経過	・ ・ ・ ・ 10
西駒郷基本構想の概要 (平成 16 年度 3 月策定)	・ ・ ・ ・ 11
西駒郷基本構想の概要 (平成 18 年度見直し)	・ ・ ・ ・ 13
西駒郷基本構想策定委員会委員及び ワーキンググループメンバー	・ ・ ・ ・ 15

西駒郷利用者の状況

1 施設別定員と現在員

(単位:人)

施設種別			定員	現在員	男	女
入 所	更生部	あすなる寮	220	43	32	11
		ひまわり寮		30	22	8
		さくら寮		60	37	23
	生業部	しらかば寮	40	33	22	11
小計			260	166	113	53
通 所	更生部門	訓練課	30	22	14	8
	授産部門	作業支援課	60	42	26	16
	小計		90	64	40	24
合計			350	230	153	77

(平成22年4月1日現在)

2 利用者数の推移

(1) 入所者

(単位:人)

区分	S43 開設時	S52.4.1	S63.4.1	H5.4.1	H10.4.1	H17.4.1	H18.4.1	区分	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
更生訓練部	189	192	177	182	173	119	96	更生部	130	153	142	133
保護部	0	49	58	58	55	51	46	生業部	101	59	45	33
生業部	0	249	245	245	233	156	119	合計	231	212	187	166
合計	189	490	480	485	461	326	261					

(2) 通所者

区分	H15.10.1 開設時	H16.4.1	H17.4.1	H18.3.1 開設時	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	グループ ホーム	家庭	アパート	合計
更生	0	0	0	0	6	13	19	22	15	7	0	22
授産	0	2	8	11	25	27	34	42	38	3	1	42
合計	0	2	8	11	31	40	53	64*	53	10	1	64

(* 通所者の居住状況)

3 出身地域別構成

(1) 入所者

(単位:人)

	東信		南信			中信			北信		県外	合計
	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信		
更生部あすなる寮	0	1	9	10	3	0	13	1	4	0	2	43
更生部ひまわり寮	0	0	5	4	1	0	14	3	3	0	0	30
更生部さくら寮	2	1	10	17	6	1	14	1	8	0	0	60
生業部しらかば寮	1	2	4	6	2	0	9	1	6	2	0	33
合計	3	4	28	37	12	1	50	6	21	2	2	166
構成比	1.8%	2.4%	16.9%	22.3%	7.2%	0.6%	30.1%	3.6%	12.7%	1.2%	1.2%	100%

(平成22年4月1日現在)

(2) 通所者

	東信		南信			中信			北信		県外	合計
	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信		
更生	0	0	2	16	0	0	3	0	0	1	0	22
授産	2	1	3	21	3	2	8	1	0	1	0	42
合計	2	1	5	37	3	2	11	1	0	2	0	64
構成比	3.1%	1.6%	7.8%	57.8%	4.7%	3.1%	17.2%	1.6%	0.0%	3.1%	0.0%	100%

(平成22年4月1日現在)

4 利用期間別構成

(単位:人、%)

区分	更生部			生業部	合計		通所部門
	あすなろ寮	ひまわり寮	さくら寮	しらかば寮	合計	構成比	
5年未満	2	0	3	3	8	4.8%	56
5～10年未満	2	4	4	3	13	7.8%	8
10～15年未満	6	7	9	5	27	16.3%	0
15～20年未満	14	5	18	7	44	26.5%	0
20～25年未満	18	6	12	2	38	22.9%	0
25～30年未満	1	3	5	2	11	6.6%	0
30年以上	0	5	9	11	25	15.1%	0
合計	43	30	60	33	166	100%	64
平均期間	17.6年	19.9年	19.4年	21.5年	19.4年		2.1年

(平成22年4月1日現在)

5 年代別構成

(単位:人、%)

区分	入所																		通所							
	更生部												生業部						合計				更生		授産	
	あすなろ寮				ひまわり寮				さくら寮				しらかば寮				男		女		計		男		女	
	男	女	計	構成比	男	女	計	構成比	男	女	計	構成比	男	女	計	構成比	男	女	計	構成比	男	女	計	構成比		
10歳代	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	1	0		
20歳代	2	0	2	4.7%	2	0	2	6.7%	0	1	1	1.7%	1	0	1	3.0%	5	1	6	3.6%	4	2	1	0		
30歳代	21	6	27	62.8%	9	4	13	43.3%	10	6	16	26.7%	2	2	4	12.1%	42	18	60	36.1%	6	3	4	1		
40歳代	9	5	14	32.6%	6	2	8	26.7%	16	7	23	38.3%	7	1	8	24.2%	38	15	53	31.9%	1	1	4	2		
50歳代	0	0	0	-	3	1	4	13.3%	8	6	14	23.3%	9	5	14	42.4%	20	12	32	19.3%	1	1	7	8		
60歳代	0	0	0	-	2	1	3	10.0%	3	3	6	10.0%	3	3	6	18.2%	8	7	15	9.0%	1	1	9	5		
合計	32	11	43	100%	22	8	30	100%	37	23	60	100%	22	11	33	100%	113	53	166	100%	14	8	26	16		

平均年齢	37	38	37	43	43	43	45	47	46	49	52	50	43.1	45.5	43.4	35	41	51	55
最小年齢	26	33	24	33	30	26	25	31	24	26	60	66	72	71					
最高年齢	43	42	66	62	64	67	65	63	66	67									

(平成22年4月1日現在)

6 合併障害の状況

(1) 入所者

		あすなろ寮	ひまわり寮	さくら寮	しらかば寮	合計
精神障害	てんかん	11	14	16	6	47
	統合失調症	3	1	6	8	18
	心因反応	12	1	8	5	26
	その他	11	4	15	8	38
	合計	37	20	45	27	129
目閉傾向		17	6	6	0	29
身体障害	言語	2	2	2	0	6
	視覚	0	0	1	2	3
	聴覚	1	2	1	0	4
	肢体不自由	1	5	8	1	15
	その他	1	0	0	0	1
合計		5	9	12	3	29

(平成22年4月1日現在)

(2) 通所者

		更生	授産	合計
精神障害	てんかん	7	7	14
	統合失調症	1	5	6
	心因反応	0	3	3
	その他	4	1	5
	合計	12	16	28
目閉傾向		2	1	3
身体障害	言語	0	0	0
	視覚	0	0	0
	聴覚	0	1	1
	肢体不自由	5	3	8
	その他	0	0	0
合計		5	4	9

(平成22年4月1日現在)

西駒郷利用者の地域生活移行の状況について

1 西駒郷退所者の状況

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	
西駒郷基本構想による地域生活移行計画者数	32	65	65	50	30 (基本構想見直し)	20 (基本構想見直し)	20 (基本構想見直し)	282	
地域生活移行者	グループホーム 人 数	24	66	52	31	15	25	18	231
	か所数	7か所	27か所	24か所	15か所	7か所	12か所	10か所	102か所
	アパート・生活寮	3	2	1		1			7
	家 庭	2	3	3	1	1			10
	小 計	29	71	56	32	17	25	18	248
他 施 設	5	6	9	1	3	2	3	29	
そ の 他	1	4	2	1	1	0	1	10	
退所者合計	35	81	67	34	21	27	22	287	
再 入 所	0	1	2	4	1	2	1	11	
新 規 入 所					1			1	
現在の利用者数	16年4月1日現在	17年4月1日現在	18年4月1日現在	19年3月31日現在	20年3月31日現在	21年3月31日現在	22年3月31日現在		
	406	326	261	231	212	187	166		
西駒郷基本構想で想定していた利用者数	405	340	275	225	195 (20.4.1)	175 (21.4.1)	155 (22.4.1)		

※GH数は、欠員補充での入居もあり重複している

※再入所者1名は重複しているため、実質9名となっている。

※生活寮は、平成18年度から県単制度廃止されている。

2 圏域別の地域生活移行の状況（移行した先）

圏 域	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
佐 久		3	3					6
上 小		2	3					5
諏 訪		4			4	1		9
上伊那	13	23	17	16	5	15	7	96
飯 伊	3	9	6	1	2	2	1	24
木 曾			2					2
松 本	4	9	7	8	5	6	6	45
大 北	1	9	2	1				13
長 野	7	9	14	6	1	1	4	42
北 信		2	2					4
県 外	1	1						2
計	29	71	56	32	17	25	18	248

※グループホームの設置場所別

3 地域生活移行者の日中活動の場

区 分	人 数
一般就労	20
福祉的就労	162
通所更生	29
生活介護	14
家事手伝い	1
その他	22
計	248

4 県内の入所施設からの地域生活移行の状況

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備 考
西 駒 郷	71	56	32	17	25	18	他の施設の状況については、H19年3月、H20年8月、H21年5月に調査
他 施 設	67	71	52	59	61		
計	138	127	84	76	86		

5 圏域別の地域生活移行の状況（出身圏域別）

圏 域	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
佐 久	1	3	3	2				9
上 小	2	2				1		5
諏 訪	1	4	4	3	4	3	2	21
上伊那	7	15	10	6	2	5	2	47
飯 伊	4	11	7	1	3	1		27
木 曾	1		4	1		1	1	8
松 本	4	14	11	12	7	9	6	63
大 北	2	9	1	1		1		14
長 野	4	8	15	6	1	3	6	43
北 信	2	3	1				1	7
県 外	1	2	0			1		4
計	29	71	56	32	17	25	18	248

6 移行率

圏 域	移行希望 15年7月現在	移行者数 22年3月現在	移行率
佐 久	12	9	75%
上 小	7	5	71%
諏 訪	23	21	91%
上伊那	40	47	118%
飯 伊	27	27	100%
木 曾	8	8	100%
松 本	74	63	85%
大 北	12	14	117%
長 野	47	43	91%
北 信	7	7	100%
県 外	0	4	—
計	257	248	96%

7 西駒郷利用者の地域生活移行の状況について

新・再入所の状況

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計	
地域生活移行者	グループホーム		1(7月)	1(8月)	1(10月) 1(3月)		1(8月) 1(12月)	1(12月)	7
	アパート・生活寮					1(10月)			1
	家 庭				1(10月)				1
	小 計		1	1	3	1	2	1	9
他 施 設									
病 院				1(5月)	1(7月)				2
その他（新規入所）						1(5月)			1
計		1	2	4	2	2	1	12	

※赤字は女性

西駒郷の地域生活移行についての聴取り調査の状況

平成22年9月1日現在 (単位：人)

圏域	西駒郷の利用者数	調査結果						日中活動の場等					
		利用者本人			家族			本人、家族一致	就職	福祉的就労	通所更生	デイサービス等	その他
		意思表示困難	意思表示可能	地域移行希望	地域移行希望	左記のうち利用者本人意思表示困難	受け皿が整うまで施設で...	地域移行希望					
佐久	3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上小	4	1	3	3	1	0	0	1	0	2	0	0	0
諏訪	28	14	14	9	6	2	0	3	0	1	0	0	1
上伊那	36	18	18	11	4	1	0	3	0	3	2	0	1
飯伊	12	7	5	2	2	0	0	1	0	2	0	0	0
木曾	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松本	45	27	18	15	4	1	4	2	0	4	1	0	1
大北	6	4	2	2	1	0	2	1	0	0	0	1	0
長野	22	10	12	9	3	0	0	3	2	0	1	0	1
北信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県外	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	159	83	76	53	21	4	6	14	2	12	4	1	4
意思表示可能者中の地域移行希望者の割合				69.7%									

※聴取り調査は、今後も定期的に行うため、数字は変わっていきます。

57 + 5 (H22年4~8月の地域移行者数) **62**

- (1) 家族の地域移行希望の他に、資源が整えば地域生活を希望する者6名を含める。
- (2) 日中活動の場等は、利用者本人の地域移行希望者のうち、グループホームを希望した35名の状況である。
- (3) 黄色は、家族が「受け皿が整うまで施設で⇒整えば地域生活移行へ」として分類した数値である。従って21+6=27名が家族の地域生活移行希望者数。

用語解説

本文中、以下の用語が最初に使用される時に、「*」を付けて用語解説をします。

用 語	解 説
か	
QOL（生活の質）	<p>生活者自信が感じる満足度、安定感、幸福感などを規定する諸要因の質。日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動、家庭等非物質的側面も含め、障害者の社会生活の質的向上が必要であるという概念。 Quality Of Lifeの略</p>
求人開拓員	<p>求職相談者に応じたアドバイスや求人開拓、紹介状の発行等を行い、障害者総合支援センターの就業支援ワーカーと連携しながら、障害者の就労を支援する者。 平成16年度から、全ての地方事務所商工観光課（商工観光建築課）に配置された。</p>
強度行動障害	<p>発達障害をもった方の、生来的に持っている資質そのものではなく、不適切な対応や相互関係の中で形成された状態によって、激しい不安や興奮、混乱が生じ、いくつかの行動上の問題が頻繁に日常生活に出現する状態。 （自閉症や知的障害などが医学や教育からの概念であるのに対し、強度行動障害は激しい行動障害がもたらす本人の荒廃や家庭の崩壊などの状況に対して、人権を保障する福祉の立場から定義された概念。） 出典：1999年、出版企画委員会編、「障害福祉の基礎養護-知的障害を中心に-」、財団法人日本知的障害者愛護協会</p>
居住サポート事業	<p>賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、様々な理由で入居が困難な障害者に対して入居に必要な支援を行う事業。</p>
グループホーム	<p>地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障害者や精神障害者に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常的な生活援助を行う施設。他に介護保険制度では「認知症高齢者グループホーム」がある。</p>
ケアホーム	<p>知的障害者や精神障害者が共同で生活する住居で、グループホームで行われている日常的な生活援助に加えて食事や入浴、排せつなどの介護を行う施設。</p>
ケアマネジメント	<p>援助を必要とする人に対して、地域の様々な社会資源を活用したケアプラン（個別支援計画）を作成し、適切なサービスを行う手法。</p>
構造化	<p>自閉症児者の周囲で何が起きているのか、彼ら一人ひとりの機能に合わせて何をすればいいのかわかりやすく提示する方法。 一般に自閉症児者は、言語による理解よりも視覚による理解が相対的に得意であることから、住宅の内部や教室内での家具等の配置に工夫を凝らして、自閉症児者に各場所や場面の意味を視覚的に理解しやすくする物理的構造化や、見とおしを視覚化するスケジュールの視覚化などがある。</p>

用語	解説
か 工賃アップアドバイザー	工賃アップに関する事業全般への助言、モデル的事例の創出、事業所の訪問指導、県内外への営業活動等を実施する者。
工賃アップ推進員	民間の経営ノウハウを施設運営に導入することを目的として、施設に対する巡回指導を行う者。
心のバリアフリー	バリアフリーとは、バリア（障壁）となるものを取り除くという意味。1993年3月に出された「障害者対策に関する新長期計画」の中でバリアフリーについて「4つの障壁」という考え方が打ち出された。この4つの障壁のひとつに、障害者に対する差別や偏見など「意識上の障壁」があるが、こうした心のバリアを取り除くこと。
さ サービス管理責任者	個別支援計画の作成に関する業務等を担当し、支援の全体を管理する者。障害者自立支援法により、療養介護、生活介護等の施設について、1名以上の配置が義務付けられている。
再チャレンジ支援 ワーカー	5圏域の障害者総合支援センターに配置され、離職後の再就職に向けた支援を行う者。
自閉症	<p>1943年にカナー(Kanner, L.)により報告され、脳機能障害が強く推測される発達障害とされている。その診断は、3歳までに、①相互的社会交渉の質的障害、②言語と非言語性コミュニケーションの質的障害、③活動と興味の範囲の著しい限局性の3つの行動的症狀がそろふことによりなされる。これらの診断を特徴づける症状は3～6歳頃に最も著明に認められる。</p> <p>出典：1999年、出版企画委員会編、「障害福祉の基礎養護-知的障害を中心に-」、財団法人日本知的障害者愛護協会</p>
就業支援ワーカー	各圏域の障害者総合支援センターに配置され、ハローワークや教育機関等の地域の関係機関と連携しながら、障害者の職業生活における自立に向けて、就職活動、職業準備訓練、職場実習、職場定着などを支援する者。
重症心身障害児者通園事業	<p>在宅の重症心身障害児者が通園して、運動機能等の療育を行うと共に、保護者等の家庭における療育技術の習得を図る事業。</p> <p>平成18年度から1日の利用人員を5人から8人に拡大するB型特例事業を県単独事業として実施。</p>
重度障害者等包括支援事業所	重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に支援する事業所。

用語	解説
さ 障害者就業・生活支援センター	就職支援、職場定着支援や生活支援などを行う拠点施設。
ジョブコーチ	障害者が職場に対応できるよう、職場に出向き、障害者が仕事に適応するための支援や、人間関係等、職場でのコミュニケーションを改善するための支援を行う者。
生活支援ワーカー	各圏域の障害者総合支援センターに配置され、障害者の家庭や職場等を訪問することなどにより、本人の生活上の相談、職業生活に関する相談を受けたり、余暇活動、近隣との人間関係及び親戚等との関係を調整するなど、地域生活に必要な支援を行う者。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。
た タイムケア事業	障害児者とその家族等が求める短期間で日常的な援助の要望に対し、家族等に代わり一時的に障害児(者)の介護等を行い、地域生活を支援する事業。休息の意味である「レスパイト」ともいう。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、市町村が設置するもの。
地域福祉総合助成金	平成21年度から、長野県における従来の福祉関係の県単補助事業を整理統合することにより、市町村が様々な福祉サービスを総合的・一体的に実施することを可能にするとともに、市町村が地域福祉の充実に向けて取り組む独自事業を新たに助成の対象とする事業。
チャレンジ雇用事業	県庁及び現地機関において、知的・精神障害者5人を純非常勤職員として最大10か月間雇用する事業。
デイサービス	在宅で介護を受けている高齢者等が、デイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導などを受けるサービス。介護保険制度では、指定通所介護事業という。
特別支援学校	学校教育法等の改正により、盲、聾、養護学校を障害の種別を超えた特別支援学校に一本化した。在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言等を行う。
な ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、誰もが社会の一員として、あらゆる活動に参加できることが普通であるという考え方。

用語**解説**

は

発達障害

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして定められているもの。

発達障害者支援センター

発達障害者支援法に基づき、自閉症をはじめとする発達障害に関する相談や支援、研修・普及啓発活動を行う拠点施設。

福祉サービス第三者評価

福祉サービスを提供している事業所やそのサービスを利用している利用者以外の公正・中立な立場の第三者評価機関が、提供されている福祉サービスについて評価を行う制度。

ら

療育コーディネーター

各圏域の障害者総合支援センターに配置され、相談に応じた障害児に関するサービス調整や、ボランティア活動を行う者の育成、地域住民に対する啓発活動を行う者。

平成22年度西駒郷基本構想見直しの経過

1 西駒郷基本構想策定委員会

- | | | |
|-----|---------------|---------------------|
| 第1回 | 平成22年5月14日（金） | 構想見直しの論点等について |
| 第2回 | 10月21日（木） | ワーキンググループによる検討の中間報告 |
| 第3回 | 12月16日（木） | 素案決定 |

2 ワーキンググループ会議

(1) 地域生活支援ワーキンググループ

- | | | |
|-----|---------------|------------------------|
| 第1回 | 平成22年6月14日（月） | （西駒郷のあり方と合同開催）構想見直しの論点 |
| 第2回 | 7月15日（木） | 高齢化への対応、相談支援体制のあり方 |
| 第3回 | 8月24日（火） | 地域生活を支える仕組みとは |
| 第4回 | 9月17日（金） | 具体的な見直し箇所等について |
| 第5回 | 11月10日（水） | 西駒郷のあり方と合同開催、素々案の検討 |

(2) 西駒郷のあり方ワーキンググループ

- | | | |
|-----|---------------|-----------------------|
| 第1回 | 平成22年6月14日（月） | （地域生活支援と合同開催）構想見直しの論点 |
| 第2回 | 7月20日（火） | 入所施設に求められる機能とは |
| 第3回 | 8月27日（金） | 西駒郷が担うべき役割 |
| 第4回 | 9月21日（火） | 具体的な見直し箇所等について |
| 第5回 | 11月10日（水） | 地域生活支援と合同開催、素々案の検討 |

3 その他

(1) 西駒郷職員との意見交換会

平成22年10月13日（水）、平成23年1月7日（金）及び1月31日（月）に計5回実施

(2) 西駒郷保護者との意見交換会

平成22年10月18日（月）、10月29日（金）及び平成23年1月31日（月）に計3回実施

(3) 県民意見公募（パブリックコメント）

平成22年12月17日から平成23年1月16日まで実施

西駒郷基本構想の概要（平成16年3月策定）

1 目的 西駒郷基本構想は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、知的障害者が地域で普通の暮らしをすること、また、利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を明らかにします。

2 性格 この基本構想は、西駒郷のあり方とともに、全県の知的障害者の地域生活を積極的に支援することを示します。西駒郷をはじめ、県内の施設入所者の地域生活移行の促進と、在宅福祉を充実するという、長野県が目指す方向を示し、県民・市町村・社会福祉法人等に協力を求めています。

3 対象とする期間

長期的な観点も視野に入れ、平成15年度から24年度（10年間）を構想期間とします。

西駒郷の将来像については、地域生活移行の状況により、また社会環境の変化等に対応できるよう、施設整備計画を含め平成18年度に見直しを行います。

4 5か年の地域生活移行推進プラン

平成15年度から19年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間とし、地域生活移行の取組を示し集中的に進めます。プランの進行管理は毎年行います。

5 西駒郷の将来像

（1）5年後の西駒郷

- 西駒郷の入所定員は、利用者の地域生活移行を進め、順次縮小していきます。このため、地域生活の支援体制を全県的に整備し、5年間で250人程度の地域生活移行が実現できるよう努め、5年後の入所定員は190人程度とします。
- 当面60人規模の居住棟を1棟建設するとともに、並行して、既存の居住棟については、計画的な地域移行を進めて4人部屋を解消し、必要な改修を行い、居住環境を改善します。
- 通所更生（20人程度）及び通所授産（60人程度）の機能を、西駒郷の既存の作業棟などを活用して開設し、地域生活移行した西駒郷利用者と、地域の在宅の方を対象とした日中活動の場としての機能を持つ施設とします。なお、通所授産施設については、利用者の地域生活移行の状況により、分場等を上伊那圏域内に設置することも検討します。

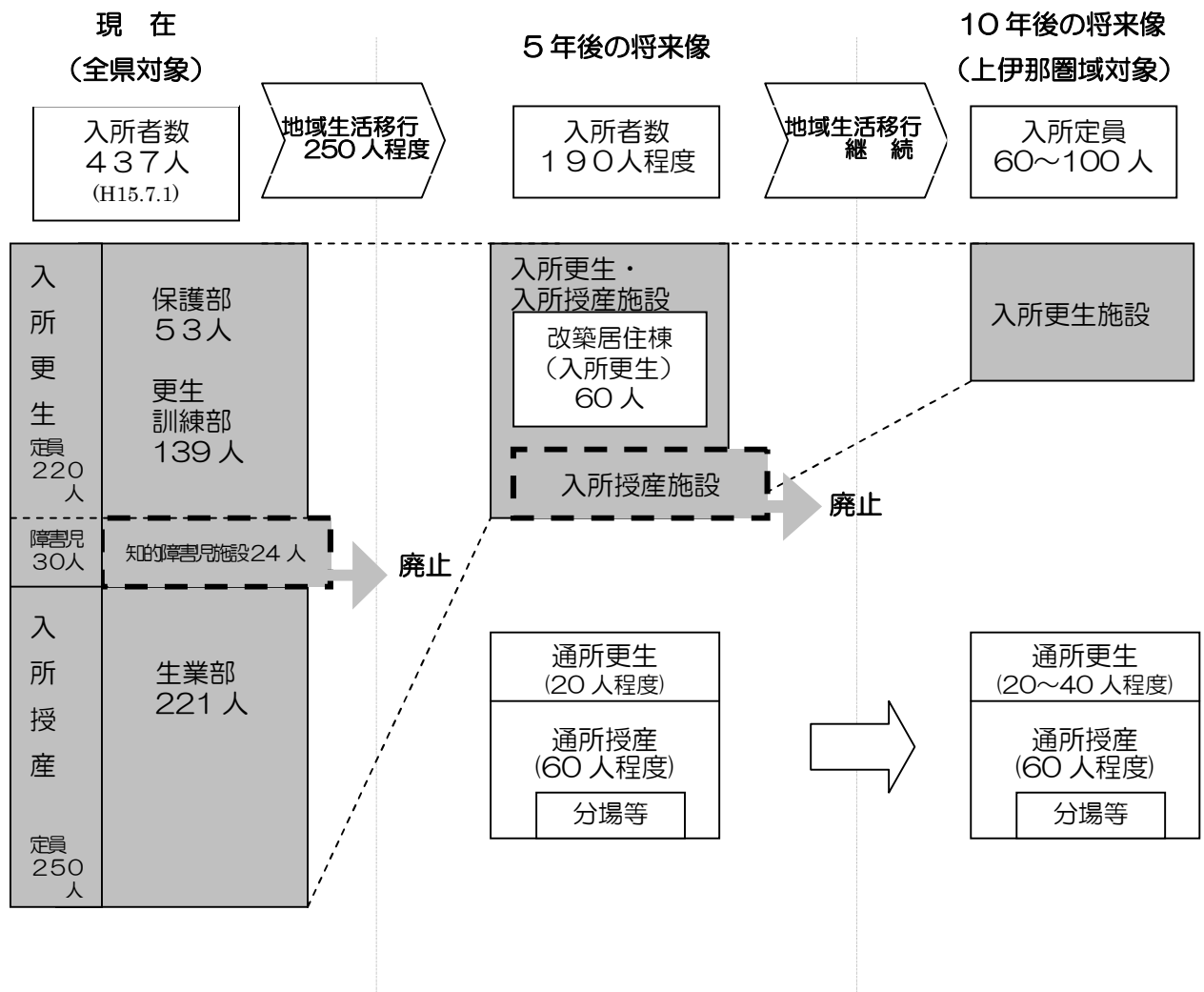
- 知的障害児施設としての機能は平成16年度末をもって廃止します。なお、現在、知的障害児施設へ入所されている方については、地域生活移行、あるいは、「者」の施設としての西駒郷への入所手続きを進めます。

(2) 10年後の西駒郷

- 5か年の地域生活移行推進プラン後も地域生活移行を進め、10年後は、上伊那圏域を対象とした60～100人程度の入所更生施設（20～40人の通所部併設）となることを目指します。
- 入所授産施設は廃止し、既存の施設を活用して60人程度の通所授産施設とします。入所更生施設の通所部と併せ、在宅の障害者を積極的に支援する施設とします。

(3) 西駒郷の運営主体

- 西駒郷は、今後、上伊那圏域を対象とした施設となることから、施設の運営は他の圏域と同様に、将来的には社会福祉法人が担うこととします。



西駒郷基本構想の概要（平成18年度見直し）

1 目 的 西駒郷基本構想は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、知的障害者が地域で普通の暮らしをすること、また、利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を明らかにします。

2 性 格 この基本構想は、西駒郷のあり方とともに、県内の知的障害者の地域生活を積極的に支援することを示します。西駒郷をはじめ、県内の施設入所者の地域生活移行の促進と、在宅福祉を充実するという、長野県がめざす方向を示し、県民・市町村・社会福祉法人等に協力を求めています。

3 対象とする期間

長期的な観点も視野に入れ、平成15年度から24年度（10年間）を構想期間とします。

4 5か年の地域生活移行推進プラン

平成15年度から19年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間とし、地域生活移行の取組を示し集中的に進めています。

また、平成20年度から24年度までの5年間を後期地域移行推進プランの期間とし、引き続き移行を推進します。プランの進行管理は毎年行います。

5 西駒郷の将来像

(1) 平成24年度の西駒郷

- 施設入所の事業所としては、5か年の地域生活移行推進プラン後も地域生活移行を進め10年後は入所授産施設を廃止し、60～100人程度の施設入所支援事業所となることを目指します。
- 日中活動の事業所としては、既存の施設を活用した生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所として、西駒郷から地域生活移行した利用者や在宅の障害者を支援します。

(2) 西駒郷の運営主体

西駒郷は、平成17年度から指定管理者制度を導入し、現在、長野県社会福祉事業団が運営しています。平成19年度までは同事業団へ県職員を派遣しますが、平成20年度以降は原則として事業団職員による運営が行われます。

施設運営上の状況や条件の変化を踏まえて、運営の仕方を十分検討しながら進めてまいります。

平成 15 年度

入所者数
437 人
(H15.7.1)

地域生活移行
250 人程度

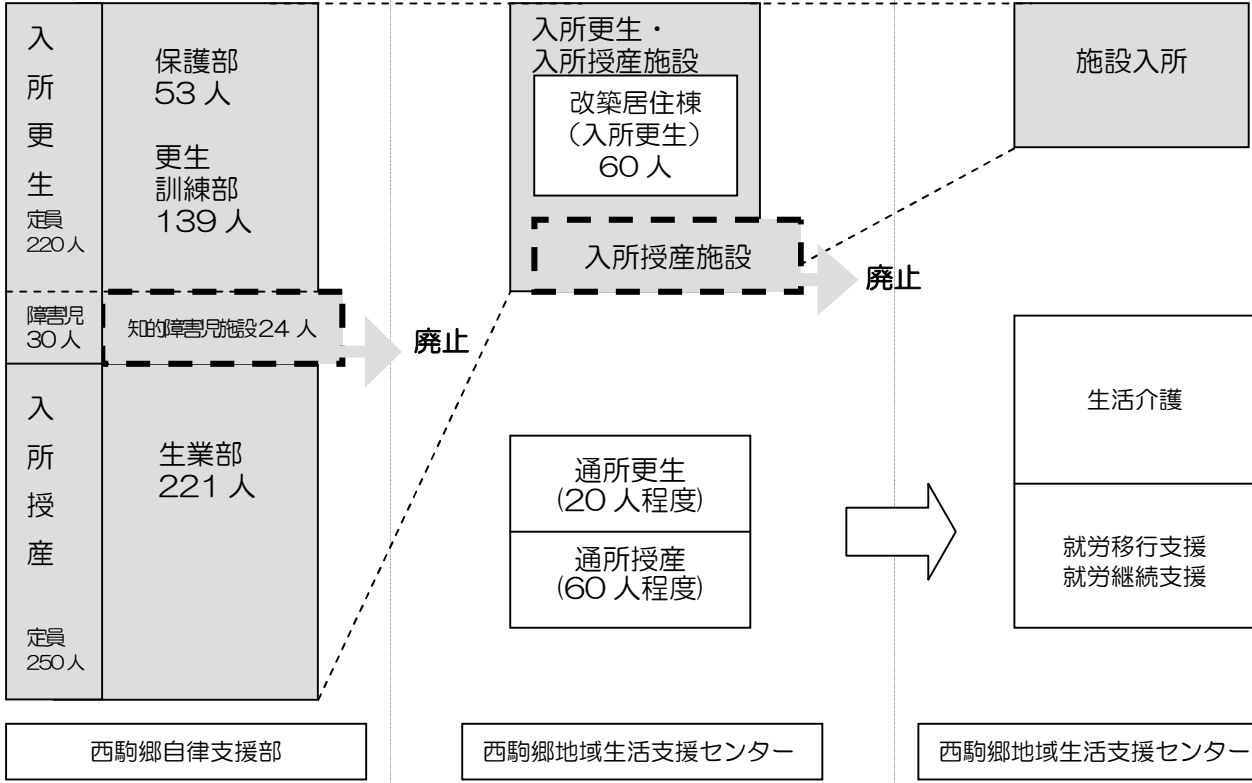
平成 19 年度

入所者数
190 人程度

地域生活移行
継 続

平成 24 年度

入所定員
60~100 人



○西駒郷基本構想策定委員会委員

所 属	職 名	氏 名
(福)長野県社会福祉事業団	常 務 理 事	堀 米 信 一
西駒郷保護者会	会 長	大 槻 正 春
長野県知的障害福祉協会	会 長	宮 下 智
相談支援関係者	相談支援体制整備 推進アドバイザー	福 岡 寿
健康福祉部	部 長	桑 島 昭 文
伊那保健福祉事務所福祉課	課 長	岸 田 守
健康長寿課	課 長	小 林 良 清
地域福祉課	課 長	吉 川 篤 明
障害者支援課	課 長	寺 沢 博 文
信濃学園	園 長	小 山 武 司
西駒郷地域生活支援センター	所 長	土 屋 一 都
西駒郷	所 長	岡 庭 和 義
知的障害者更生相談所	所 長	中 村 茂 美
特別支援教育課	課 長	海 野 清

○西駒郷基本構想策定のためのワーキンググループメンバー

グループ名	所 属	職 名	氏 名
地域生活支援	上小圏域障害者総合支援センター	相談支援専門員	橋 詰 正
	(福)ながの障害者生活支援協会	総括センター長	岸 田 隆
	アトリエCOCO	施設長	綿 貫 好 子
	松本圏域障害者相談支援センター	相談支援専門員	片 桐 政 勝
	西駒郷(事業団)	地域移行推進課 専門員	藤 原 香 澄
	松本圏域市町村	松本圏域自立支援協議会 幹事長(塩尻市福祉課係 長)	百 瀬 公 章
	西駒郷地域生活支援センター	主査自立支援員	原 宏 幸
	諏訪地域障害者自立支援センター	相談支援体制整備 推進アドバイザー	山 田 優
	北信圏域障害者総合相談支援センター	相談支援体制整備 推進アドバイザー	福 岡 寿
	障害者支援課	主任自立支援 専門員	桜 井 孝
	西駒郷の あり方 (県立施設の役割 支援内容 運営、施設整備)	(特非)SUN	理 事 長
さんらいずホール		施設長	茅 野 隆 徳
ライフステージかりがね		施設長	小 林 彰
(福)りんどう信濃会 駒ヶ根悠生寮		寮 長	赤 尾 正 洋
親愛の里松川		施設長	宮 下 明
西駒郷(事業団)		次 長	滝 茂 樹
北信圏域障害者総合相談支援センター		相談支援体制整備 推進アドバイザー	福 岡 寿
障害者支援課	課 長 補 佐	清 水 剛 一	